

●香川県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成19年香川県告示第497号で指定した次の土砂災害警戒区域について、当該指定を解除する。

平成26年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
小豆郡土庄町大部	梅ヶ谷_1 (I-60)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	梅ヶ谷_2 (I-60)	〃	〃
〃	中ノ口 (I-161)	〃	〃
〃	東黒山 (I-162)	〃	〃
〃	琴塚_1 (I-163)	〃	〃
〃	琴塚_2 (I-163)	〃	〃
〃	中ノ口(2)_1 (I-711)	〃	〃
〃	中ノ口(2)_2 (I-711)	〃	〃
〃	小串山 (II-562)	〃	〃
〃	浜島 (II-1800)	〃	〃
小豆郡土庄町小部	東ノ坪 (I-59)	〃	〃
〃	西泊 (I-159)	〃	〃
〃	丸山 (I-160)	〃	〃
〃	元取木 (II-58)	〃	〃
小豆郡土庄町大部	浜畑川 (15-80-I)	土石流	〃
〃	琴ノ上川 (15-81-I)	〃	〃
〃	琴塚川 (15-82-I)	〃	〃
〃	西野川 (15-83-I-1)	〃	〃
〃	西野川 (15-83-I-2)	〃	〃
〃	田井西川 (15-84-I)	〃	〃
〃	田井東川 (15-85-I)	〃	〃
〃	梅ヶ谷川 (15-86-I)	〃	〃
〃	梅ヶ谷東川 (15-87-I)	〃	〃
〃	荒神川 (15-89-I)	〃	〃
〃	観音川 (15-90-I)	〃	〃
〃	小嶽川 (15-91-I)	〃	〃
〃	大嶽川 (15-92-I)	〃	〃
〃	ナガサレ北川 (15-95-I)	〃	〃
〃	黒谷西川 (15-27-II)	〃	〃
〃	黒谷川 (15-28-II-1)	〃	〃

〃	黒谷川 (15-28-II-2)	〃	〃
〃	黒谷東川 (15-29-II-1)	〃	〃
〃	黒谷東川 (15-29-II-2)	〃	〃
〃	琴塚東川 (15-30-II)	〃	〃
〃	西野東川 (15-31-II)	〃	〃
〃	上野川 (15-32-II)	〃	〃
小豆郡土庄町小部	恵門川 (15-97-I-2)	〃	〃
〃	恵門川 (15-97-I-1)	〃	〃
〃	恵門東川 (15-98-I)	〃	〃
〃	千恵川 (15-99-I)	〃	〃
〃	森庄川 (15-100-I)	〃	〃
〃	寺川 (15-102-I)	〃	〃
〃	澄寺川 (15-103-I)	〃	〃
〃	脇窪川 (15-104-I)	〃	〃
〃	灘山川 (15-105-I)	〃	〃
〃	灘山東川 (15-106-I)	〃	〃
〃	片桐川 (15-33-II)	〃	〃
〃	金石東川 (15-34-II)	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県小豆総合事務所及び土庄町総務課に備え置いて縦覧に供する。)